

## 中央区発達障がいサポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 中央区内の大阪市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)に在籍する発達障がいやADHD等と診断された園児をはじめ、行動面で特に支援が必要とされる園児(以下「発達障がい等の園児」という。)に対し、幼稚園の申請に基づき発達障がいサポーターを配置し、遠足などの園外活動での安全確保や、式典などの園内行事でのサポートを行う。

### (活動内容・条件)

第2条 発達障がいサポーターは、有償ボランティアとして区が本要綱第8条の規定に基づき登録を承認し、幼稚園の指示に基づき活動を行う。

第3条 発達障がいサポーターの活動内容は、幼稚園に在籍する発達障がい等の園児に対し、教職員と連携しながら適切な支援を行うこととする。

第4条 発達障がいサポーターの活動は、休憩時間を除き1日8時間以内(他事業と兼務する場合は、その合計時間)とし、1日の活動時間が6時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えるものとする。ただし、午後10時から翌日の午前5時の間は活動を認めない。また、1週間の活動上限は15時間以内とする。

第5条 発達障がいサポーターの活動は、各幼稚園に割り当てられた予算の範囲内で実施し、幼稚園は活動内容・条件について十分に説明を行い、第7条の規定に基づく配置申請をする者を決定することとする。

### (守秘義務)

第6条 発達障がいサポーターは、本事業の実施にあたって知り得た個人情報等について、大阪市個人情報保護条例その他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、従事期間の内外を問わず、これを漏えい、滅失、き損等をしてはならない。

### (配置申請)

第7条 発達障がいサポーターの配置を希望する幼稚園は、区の定める様式により申請を行う。また、発達障がいサポーターの登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

### (サポーター登録)

第8条 区は、幼稚園から提出された様式を確認し、発達障がいサポーター登録の承認または変更の承認を行い、各幼稚園へ通知する。

(活動実績報告)

第9条 幼稚園は、発達障がいサポーターの活動実績を管理し、区の定める様式により、毎月の活動時間等を翌月5日までに区へ報告する。

(報償金等)

第10条 発達障がいサポーターの活動に対する報償金は、1時間あたり1,200円とする。また、交通費は一日480円(往復)を限度として必要額を支給する。ただし、同一幼稚園で他事業から交通費が支給されている場合は、交通費は支給しない。また、園外活動等に付き添う際に別途経費が発生する場合は、報償金とは別に園外活動費として1回あたり1,000円(交通費・諸経費を含む。)を支給する。

第11条 報償金は、特別な事由のない限り、従事した月分を翌々月の5日(金融機関が休業の場合は直後の営業日)を基本に、所得税を源泉徴収したうえで、口座振替の方法により支給する。

(その他)

第12条 区は、従事時間中の事故に対応するため、活動内容に即した傷害保険に加入するものとし、その経費は大阪市が負担する。

第13条 この要綱に定めのない事項については、区長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。